

第8回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成28年6月28日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

開催場所 栃木県教育会館 大ホール
栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号
(裏表紙のご案内図をご覧ください。)

株式会社 足利ホールディングス

証券コード:7167

目次

| | |
|--|----|
| 第8回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 議決権行使のご案内 | 3 |
| 事業報告 | |
| 1. 当社の現況に関する事項 | 5 |
| 2. 会社役員(取締役及び執行役)に関する事項 | 16 |
| 3. 社外役員に関する事項 | 20 |
| 4. 当社の株式に関する事項 | 22 |
| 5. 会計監査人に関する事項 | 23 |
| 6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の 在り方に関する基本方針 | 24 |
| 7. 業務の適正を確保する体制 | 24 |
| 8. 特定完全子会社に関する事項 | 29 |
| 9. 親会社等との間の取引に関する事項 | 29 |
| 10. 会計参与に関する事項 | 29 |
| 11. その他 | 30 |
| 連結計算書類 | 31 |
| 計算書類 | 33 |
| 監査報告書 | 35 |
| 株主総会参考書類 | 38 |
| 第1号議案 取締役6名選任の件 | 38 |
| 第2号議案 当社と株式会社常陽銀行との 株式交換契約承認の件 | 42 |
| 第3号議案 定款一部変更の件 | 56 |
| 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を 除く。)7名選任の件 | 70 |
| 第5号議案 監査等委員である取締役 5名選任の件 | 76 |
| 第6号議案 補欠の監査等委員である 取締役1名選任の件 | 80 |
| 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を 除く。)の報酬等の額設定の件 | 81 |
| 第8号議案 監査等委員である取締役の 報酬等の額設定の件 | 82 |
| 第9号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)のストック・ オプションに関する報酬等の 額及び内容決定の件 | 83 |

株 主 各 位

栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号

株式会社 足利ホールディングス

取締役兼代表執行役社長 松下正直

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

| | |
|------------------|---|
| 1. 日 時 | 平成28年6月28日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号 栃木県教育会館 大ホール |
| 3. 会 議 の 目的事項 | 報告事項 1. 第8期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第8期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |

決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 当社と株式会社常陽銀行との株式交換契約承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）のストック・オプションに関する報酬等の額及び内容決定の件

- 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理人ご本人の議決権行使書及び代理権を証明する書面をご提出いただく必要がありますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記①から④までの事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

① 事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」**② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」****③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」****④ 第2号議案 当社と株式会社常陽銀行との株式交換契約承認の件に記載すべき事項のうち、株式交換完全子会社の最終事業年度における**

- (1) 事業報告の「新株予約権等に関する事項」、(2) 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」、(3) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

なお、監査委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、**当社ウェブサイト**に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<http://www.ashikaga-hd.co.jp/shareholder/inc/generalmeeting/>

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。当日当社では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

以上

議決権行使のご案内

株主総会ご出席による議決権行使



開催日時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら本「招集ご通知」をご持参いただくとともに、同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

書面による議決権行使



行使期限 平成28年6月27日（月曜日）午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

インターネット等による議決権行使

詳細は次頁をご覧ください ▶



行使期限 平成28年6月27日（月曜日）午後5時まで

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。4ページの【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに行使してください。

議決権行使ウェブサイト <http://www.web54.net>

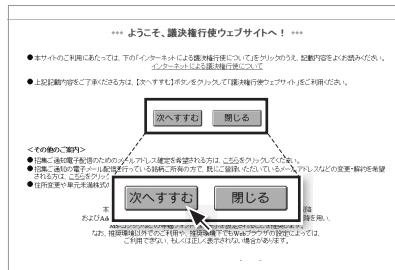
重複行使の取扱い

- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によつて複数回またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス <http://www.web54.net>

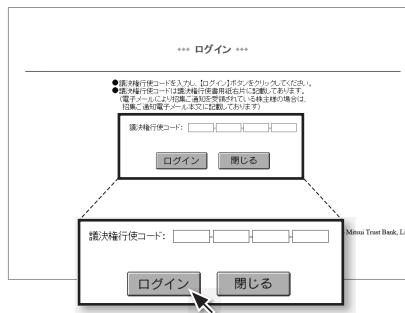
※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。(QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



2 「次へすすむ」をクリックしてください。

3 同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

4 以降、画面の案内に従って賛否をご入力願います。



※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

機関投資家様向け議決権行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該議決権行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

システムに関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社
証券ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ **0120-652-031** 受付時間 9:00～21:00

その他 お問い合わせ先

① 証券会社に口座をお持ちの株主様 ▶
お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様
(特別口座をお持ちの株主様) ▶
三井住友信託銀行 証券代行事務センター

☎ **0120-782-031** 受付時間 9:00～17:00 (土日休日を除く)

第8期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

(企業集団の主要な事業内容)

当社グループは、銀行持株会社である当社及び株式会社足利銀行（以下、足利銀行という）をはじめとする連結子会社4社で構成され、銀行業務を中心に、信用保証業務、クレジットカード業務等の金融サービスを提供しております。

(金融経済環境)

当期のわが国経済は、輸出・生産面に新興国経済の減速の影響が見られたものの、緩やかな回復基調が続きました。栃木県経済におきましても、生産活動の動きに弱さが見られましたが、設備投資の底堅さや個人消費・雇用の改善等を背景に、総じて緩やかな回復となりました。

金融情勢につきましては、期初0.3%台であった10年物国債利回りが、日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受け、期末には0%を下回るマイナスの水準に低下しました。為替相場は、年度末にかけ円高基調が強まり対米ドルで1ドル112円台の水準となりました。株式相場は、日経平均が期初1万9千円台から上昇する局面もありましたが、期末には1万6千円台に下落しました。

(企業集団の事業の経過及び成果)

このような環境のもと、当社グループでは、平成25年4月よりスタートした中期経営計画「チャレンジ120～創業120年に向けた果敢なる挑戦～」に基づき、主として足利銀行を通じた地域における円滑な金融仲介機能の発揮や、お客さまのニーズに応じた金融サービスの提供に努めてまいりました。

法人分野におきましては、お取引先との接点を強化するとともに、シンジケートローンや私募債、ABL（動産担保融資）等の融資手法の活用もあわせ、円滑な資金供給に積極的に取り組みました。また、創業、第二創業期における取引先支援といたしまして、「創業者懇談会」や「あしぎんビジネス・グランプリ」を新たに開催し、優れたビジネスプランを発掘、PRするとともに、事業拡大に向けたサポートに取り組みました。医療・介護分野に関しましては、セミナーの開催や「メディカルレポート」の作成等を通じてお取引先への情報提供に努めました。お取引先の販路拡大に向けた支援に関しましては、株式会社常陽銀行（以下、常陽銀行という）、株式会社群馬銀行との共同により、食と農に関する展示商談会「アグリフードフェスタ2015」を開催したほか、地方銀行41行の共同による「地方銀行 フードセレクション2015」、栃木県内信金・信組との共同による「ものづくり企業展示・商談会2015」、栃木県との共同による「とちぎ食の展示・商談会 2016」を開催する等、ビジネスマッチング機会の提供に努めました。海外進出支援に関しましては、香港駐在員事務所を開設したほか、海外ビジネスセミナーの開催、海外商談会への参加を通じた海外ビジネスマッチング支援を行いました。

地方創生に関しましては、その積極的な支援および推進に向けて本部の体制を整備したほか、栃木県をはじめ27地方公共団体の地方版総合戦略策定審議組織に参画し、「地方人口ビジョン」および「地方版総合戦略」の策定支援に積極的に関与いたしました。また、足利市および野木町との間で、企業立地等支援に関する連携協定を締結したほか、宇都宮市との間で包括連携協定を締結いたしました。

個人分野におきましては、お客さまのライフイベントに応じた商品・サービスの充実に取り組みました。具体的には、投資信託や保険商品の拡充のほか、相続セミナーや投資教育普及の一環としての親子セミナーを開催いたしました。個人ローンに関しましては、住宅ローン・アパートローンに加え、無担保ローンの推進についても注力し、金利優遇等のキャンペーンを実施いたしました。また、「空き家対策ローン」の取扱いを新たに開始いたしました。

店舗チャンネルにつきましては、5月に東支店を、6月に行田支店をそれぞれ新築移転したほか、10月につくばローンセンターを開設いたしました。

こうした取組みの結果、当期における当社グループの業績につきましては、以下のとおりとなりました。

当社連結の経常収益は、金利低下による貸出金利息の減少があったものの、有価証券利息配当金の増加や株式等売却益の計上により、前年度比57億51百万円増加の1,024億74百万円となりました。一方で、経常費用は、営業経費や与信関係費用が減少したこと等により、前年度比35億40百万円減少の721億18百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比92億92百万円増加の303億56百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比53億76百万円増加の224億52百万円となりました。

当社連結財政状態につきましては、総資産が前年度末比2,417億円増加の6兆1,060億円、負債が前年度末比2,258億円増加の5兆8,029億円となりました。また、純資産は、前年度末比159億円増加の3,031億円となりました。

このうち、主要な科目につきましては、貸出金が、住宅ローンや地域の中小企業を中心とした事業性融資への積極的な取組み等により、前年度末比847億円増加の4兆2,351億円となりました。有価証券は、市場動向を踏まえた適切な運用に努めた結果、前年度末比888億円増加の1兆2,967億円となりました。預金は、個人預金、法人預金ともに増加し、前年度末比1,355億円増加の5兆2,067億円となりました。譲渡性預金は、前年度末比225億円減少の1,748億円となりました。

主要な子会社である足利銀行の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

コア業務純益につきましては、有価証券利息配当金の増加により資金利益が増加したほか、役員取引等利益も増加し、加えて経費が減少したことから、前年度比43億円増加の364億円となりました。

与信関係費用は貸倒引当金戻入益の計上等により2億円の利益となりました。株式等損益につきましては、保有株式の一部を売却したことから前年度比29億円増加の25億円となりました。この結果、経常利益は前年度比100億円増加の398億円となりました。また、当期純利益につきましては、前年度比110億円増加の308億円となりました。

【株式会社足利銀行（単体）の業績及び主要勘定残高】

(単位：億円)

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 増減 |
|----------|--------|--------|--------|
| コア業務純益 | 320 | 364 | +43 |
| 与信関係費用 | 26 | △2 | △29 |
| 株式等損益 | △4 | 25 | +29 |
| 経常利益 | 297 | 398 | +100 |
| 当期純利益 | 197 | 308 | +110 |
| 預金・譲渡性預金 | 53,377 | 54,494 | +1,116 |
| 貸出金 | 41,894 | 42,744 | +850 |
| 有価証券 | 12,368 | 13,257 | +888 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

【対処すべき課題】

人口減少等による地域経済の縮小、低金利環境の継続など、金融業界を取り巻く経営環境は厳しさを増しております。こうした経営環境下にあっても、基礎体力である持続性・安定性のある収益基盤を構築し、地域に貢献し続けていくことが、当社グループにとって重要な課題であると認識しております。

このような認識のもと、当社グループは、新中期経営計画「あしぎんWAY 2016 -地域のメインバンクを目指して-」を策定いたしました。なお、常陽銀行との経営統合を予定していることを踏まえ、計画期間を平成28年4月から平成29年3月までの1年間としております。

新中期経営計画では、「地域と共に成長する銀行＝地域のメインバンク」となること、「そのための基礎体力を有する銀行」となることを長期的ビジョンとし、「基礎体力の強化と統合効果の発揮による地方創生への貢献」を中期経営目標として掲げております。この実現のため、「地域経済の成長への貢献」、「外部環境変化を的確にとらえた事業領域のフォーカス」、「密着軸（コンサルティングや事業性評価）による推進強化と機能軸（身近さと便利さの追求）によるお客さまの利便性向上」、「密着軸、機能軸を磨くための経営機能の高度化」、「経営資源の効果的な投下」

に取り組んでまいります。

なお、平成27年11月2日に基本合意し、協議・検討を進めてまいりました常陽銀行との経営統合は、株式交換による経営統合を行うことで最終合意し、平成28年4月25日に株式交換契約書を締結いたしました。また同時に、当社、足利銀行および常陽銀行の間で経営統合契約書を締結いたしました。

当社は、平成28年10月1日を予定日として「株式会社めぐきフィナンシャルグループ」に商号変更し、足利銀行と常陽銀行が築いてきたお客さまとのリレーション、地域への深い理解を維持・深化させながら、経営統合により形成される広域ネットワーク等を生かし、総合金融サービスの進化と業務効率化を実現してまいります。また、より利便性が高く、質の高い総合金融サービスの提供を通じ、地域振興・創生の牽引役として地域の持続的成長に貢献してまいります。

引き続き皆様の期待にお応えできるよう、役職員一同全力を尽くしてまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|
| 経常収益 | 983 | 1,080 | 967 | 1,024 |
| 経常利益 | 186 | 282 | 210 | 303 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 154 | 243 | 170 | 224 |
| 包括利益 | 282 | 226 | 439 | 193 |
| 純資産額 | 2,793 | 2,411 | 2,871 | 3,031 |
| 総資産 | 54,341 | 56,123 | 58,642 | 61,060 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|
| 営業収益 | 154 | 154 | 154 | 129 |
| 受取配当額 | 147 | 147 | 147 | 120 |
| 銀行業を営む子会社 | 147 | 147 | 147 | 120 |
| その他の子会社 | — | — | — | — |
| 当期純利益 | 114 | 121 | 169 | 105 |
| 1株当たり当期純利益 | 21円45銭 | 27円38銭 | 51円00銭 | 31円59銭 |
| 総資産 | 2,985 | 3,005 | 3,044 | 3,016 |
| 銀行業を営む子会社株式等 | 2,800 | 2,800 | 2,800 | 2,800 |
| その他の子会社株式等 | — | — | — | — |

- (注) 1. 当社は平成25年10月19日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。このため、平成24年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

| | 当年度末 | | 前年度末 | |
|------|--------|--------|--------|--------|
| | 銀行業 | その他の事業 | 銀行業 | その他の事業 |
| 使用人数 | 2,851人 | 47人 | 2,893人 | 51人 |

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

株式会社足利銀行（銀行業務）

| | | | 当年度末 | 前年度末 |
|---|---|---|----------------------|----------------------|
| 栃 | 木 | 県 | 店 うち出張所 111 (41) | 店 うち出張所 112 (42) |
| 群 | 馬 | 県 | 15 (5) | 15 (5) |
| 茨 | 城 | 県 | 8 (2) | 8 (2) |
| 埼 | 玉 | 県 | 16 (1) | 16 (1) |
| 東 | 京 | 都 | 1 (—) | 1 (—) |
| 福 | 島 | 県 | 1 (—) | 1 (—) |
| 合 | | 計 | 152 (49) | 153 (50) |

(注) 1. 当年度において、以下の駐在員事務所を新設しております。

○香港駐在員事務所

Suite 1601,16thFloor,Tower2, The Gateway, Harbour City, Kowloon, Hong Kong

2. 当年度において、店舗外現金自動設備を8か所新設しております。また、当年度末において店舗外現金自動設備を205か所（前年度末201か所）設置しております。

株式会社足利銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

株式会社足利銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

足利信用保証株式会社（信用保証業務）

本社（宇都宮市）

ロ その他の事業

株式会社あしぎん総合研究所

本社（宇都宮市）

株式会社あしぎんカード

本社（宇都宮市）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

| | 銀行業 | その他の事業 | 合計 |
|---------|-------|--------|-------|
| 設備投資の総額 | 2,849 | 4 | 2,853 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

| | 会社名 | 内容 | 金額 |
|-----|----------|------------------|-----|
| 銀行業 | 株式会社足利銀行 | 事務機器の新設・更改 | 991 |
| 銀行業 | 株式会社足利銀行 | ソフトウェア | 718 |
| 銀行業 | 株式会社足利銀行 | 自動機 (ATM) の新設・更改 | 400 |
| 銀行業 | 株式会社足利銀行 | 行田支店新築工事 | 384 |
| 銀行業 | 株式会社足利銀行 | 東支店新築工事 | 336 |
| 銀行業 | 株式会社足利銀行 | 本部空調設備更新工事 | 193 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 設立年月日 | 資本金 | 当社が有する子会社等の議決権比率 | その他 |
|-------------------|--------------------------|--------------------------------|-----------------|----------------|------------------|-----|
| 株式会社足利銀行 | 栃木県宇都宮市 桜四丁目1番 25号 | 銀行業務 | 明治28年 9月25日 | 百万円 135,000 | % 100.00 | |
| 足利信用保証株式会社 | 栃木県宇都宮市 桜四丁目1番 25号 | 信用保証業務 | 昭和53年 12月21日 | 50 | (100.00) | |
| 株式会社あしぎん 総合研究所 | 栃木県宇都宮市 鶴田一丁目7番 5号 | 調査、コンサルティング、 ソフトウェア開発 業務 | 平成21年 4月7日 | 70 | (100.00) | |
| 株式会社あしぎん カード | 栃木県宇都宮市 鶴田一丁目7番 5号 | クレジットカード業務 | 昭和57年 3月25日 | 30 | (100.00) | |

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 議決権比率欄の()は、間接議決権比率であります。
 4. 平成28年4月1日より足利信用保証株式会社においてリース事業を開始しております。

重要な業務提携の概況

(銀行業)

- ① 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- ② 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。

- ③ 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- ④ 株式会社足利銀行、株式会社栃木銀行、栃木県内6信用金庫、栃木県内2信用組合、中央労働金庫、栃木県内10農業協同組合との提携により、栃木ネット資金サービス（略称T-NET）の相互利用による代金回収サービスの提供を行っております。
- ⑤ 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備等による現金自動引出し・現金自動入金のサービスを行っております。
- ⑥ 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しサービスを行っております。
- ⑦ ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・現金自動入金のサービスを行っております。

(7) 主要な借入先

| 借入先 | 借入金残高 | 当社への出資状況 | |
|------------------|-----------|----------|-------|
| | | 持株数 | 議決権比率 |
| 株式会社足利銀行 | 40,000百万円 | 一千株 | —% |
| 第一生命保険株式会社 | 30,000百万円 | 112千株 | 0.00% |
| 日本生命保険相互会社 | 15,000百万円 | 5,169千株 | 1.55% |
| 株式会社あおぞら銀行 | 15,000百万円 | 一千株 | —% |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 10,000百万円 | 19,000千株 | 5.70% |

- (注) 1. 借入金残高は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

常陽銀行との経営統合につきましては、(1)企業集団の事業の経過及び成果等（対処すべき課題）に記載のとおりです。

2 会社役員（取締役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

取締役

(年度末現在)

| 氏 名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | そ の 他 |
|-----------|---------------------------------------|--|--|
| 藤 澤 智 | 取締役兼代表執行役会長 | | |
| 松 下 正 直 | 取締役兼代表執行役社長 指名委員（委員長） 報酬委員（委員長） | 株式会社足利銀行 取締役兼代表執行役頭取 | |
| 小 野 訓 啓 | 取締役 監査委員 | 株式会社足利銀行 取締役 | |
| 小 又 正 高 | 取締役 | 株式会社足利銀行 取締役 | |
| 高 木 新 二 郎 | 取締役（社外取締役） 指名委員、報酬委員 | 高木法律事務所 所長 凸版印刷株式会社 監査役（社外監査役） 株式会社足利銀行 取締役（社外取締役） | |
| 甲 良 好 夫 | 取締役（社外取締役） 監査委員（委員長） | 公認会計士甲良好夫事務所 所長 株式会社足利銀行 取締役（社外取締役） | 公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。 |
| 北 村 光 弘 | 取締役（社外取締役） 報酬委員、監査委員 | 株式会社横倉本店 代表取締役会長 株式会社足利銀行 取締役（社外取締役） | |
| 福 井 祥 二 | 取締役（社外取締役） 指名委員、報酬委員 | 野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社 取締役 株式会社足利銀行 取締役（社外取締役） | |

- (注) 1. 監査委員会による監査の実効性を高めるため、執行役等からの情報収集及び重要な会議への出席並びに内部監査部門との連携が可能となるよう小野訓啓氏を常勤の監査委員として選定しております。
2. 社外取締役である高木新二郎、甲良好夫、北村光弘の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

執行役

(年度末現在)

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | その他 |
|-------|-------------|----------------------|-----|
| 藤澤 智 | 取締役兼代表執行役会長 | | |
| 松下 正直 | 取締役兼代表執行役社長 | 株式会社足利銀行 取締役兼代表執行役頭取 | |
| 堀江 裕 | 執行役経営管理部長 | 株式会社足利銀行 専務執行役 | |
| 清水 和幸 | 執行役経営企画部長 | 株式会社足利銀行 常務執行役 | |
| 齊藤 秀雄 | 執行役監査部長 | 株式会社足利銀行 執行役 | |

(注) 平成28年3月31日をもって、齊藤秀雄は、執行役を辞任いたしました。なお当該執行役の地位及び担当は、辞任時のものであります。

(ご参考) 平成28年4月1日付の執行役の状況は以下のとおりであります。

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 |
|-------|-------------|----------------------|
| 藤澤 智 | 取締役兼代表執行役会長 | |
| 松下 正直 | 取締役兼代表執行役社長 | 株式会社足利銀行 取締役兼代表執行役頭取 |
| 堀江 裕 | 執行役経営管理部長 | 株式会社足利銀行 専務執行役 |
| 森 宏 | 執行役監査部長 | 株式会社足利銀行 常務執行役 |
| 清水 和幸 | 執行役経営企画部長 | 株式会社足利銀行 常務執行役 |

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| 区 分 | 支 給 人 数 | 報 酬 等 |
|-------|---------|-----------------------|
| 取 締 役 | 6人 | 68 (うち報酬以外の金額 16) |
| 執 行 役 | 7人 | 182 (うち報酬以外の金額 57) |
| 計 | 13人 | 250 (うち報酬以外の金額 73) |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. () は報酬以外の金額について内書きしております。
 3. 取締役の支給人数には、平成27年6月25日に退任した1名、執行役の支給人数には、平成27年3月31日に辞任した2名が含まれております。
 4. 取締役の報酬等には、当期の役員賞与引当金繰入額7百万円及び役員退職慰労引当金繰入額9百万円が、執行役の報酬等には、当期の役員賞与引当金繰入額25百万円、役員退職慰労引当金繰入額31百万円及び社宅料0.5百万円が含まれております。
 5. 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は次のとおりであります。
 退職慰労金 取締役7百万円、執行役4百万円
 役員賞与金 取締役11百万円、執行役40百万円

取締役及び執行役の個人別の報酬の内容に係る決定に関する方針

当社は指名委員会等設置会社であるため、会社法の定めるところにより、報酬委員会が「取締役及び執行役の個人別の報酬の内容に係る決定に関する方針」を以下のように定め、この方針に則り報酬額を決定しております。

<報酬体系>

- ①当社の取締役及び執行役が受ける報酬については、職責に応じた確定金額報酬のほか、必要に応じ、当社の企業価値を増大させることを目的として、業績連動型の報酬、新株予約権などの不確定金額報酬、非金銭報酬の支給を行うことがあります。
 なお、それぞれの退任時には「役員退職慰労金規定」に基づき、社外取締役を除き、退職慰労金を支給できるものとし、経済環境その他状況に応じて対応していくこととしております。
- ②社外取締役が受ける報酬については、その主な職務が監督機能であることに鑑み、確定金額報酬を基本として支給するものいたします。
- ③取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給いたします。
- ④当社と子会社である株式会社足利銀行とを兼務する取締役及び執行役の報酬の支給にあたっては、当該兼務により各人が受ける報酬の全額を当社から支払うことといたします。

<取締役の報酬>

- ①確定金額報酬の支給水準については、取締役の職務である監督機能を発揮する観点から、職責の内容及び当社の現況に応じて相当と思われる程度といたします。

- ②業績連動型報酬については、年1回、事業年度終了後、当社の業績及び職務遂行状況に応じて支給いたします。
 - ③その他不確定金額報酬及び非金銭報酬の支給水準、支給内容については、貢献度に応じた一定の範囲内で支給することとし、当社の現況及び職責の内容に応じて相当と思われる程度といたします。
 - ④社宅については、業務上の必要性等がある場合に、相当の範囲内で提供、支給いたします。
- <執行役の報酬>
- ①確定金額報酬の支給水準については、その役位、職責の内容ならびに当社の現況に応じて相当と思われる程度といたします。
 - ②業績連動型報酬については、年1回、事業年度終了後、当社の業績及び個人別の担当部門の業績に応じて支給いたします。
 - ③その他不確定金額報酬及び非金銭報酬の支給水準、支給内容については、貢献度に応じた一定の範囲内で支給することとし、当社の現況及び職責の内容に応じて相当と思われる程度といたします。
 - ④社宅については、業務上の必要性等がある場合に、相当の範囲内で提供、支給いたします。

(3) 責任限定契約

| 氏 名 | 責任限定契約の内容の概要 |
|---------|---|
| 高 木 新二郎 | 会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、1,000万円以上のあらかじめ定めた金額と会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。 |
| 甲 良 好 夫 | |
| 北 村 光 弘 | |
| 福 井 祥 二 | |

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏名 | 兼職その他の状況 |
|---------|--|
| 高木 新二郎 | 高木法律事務所 所長 弁護士 凸版印刷株式会社 監査役 (社外監査役) 株式会社足利銀行 取締役 (社外取締役) |
| 甲 良 好 夫 | 公認会計士甲良好夫事務所 所長 公認会計士 株式会社足利銀行 取締役 (社外取締役) |
| 北 村 光 弘 | 株式会社横倉本店 代表取締役会長 株式会社足利銀行 取締役 (社外取締役) |
| 福 井 祥 二 | 野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社 取締役 株式会社足利銀行 取締役 (社外取締役) 野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社は、当社の大株主であります。 |

- (注) 1. 株式会社足利銀行は、当社の子会社であります。
2. 上記の他、重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係等はありません。
3. 上記4氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行取締役等との親族関係にありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

| 氏名 | 在任期間 | 取締役会等への出席状況 | 取締役会等における発言 その他の活動状況 |
|---------|-------|---|---|
| 高木 新二郎 | 7年9ヶ月 | 当期開催の取締役会15回すべてに、また指名委員会4回、報酬委員会4回すべてに出席しております。 | 主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 甲 良 好 夫 | 7年9ヶ月 | 当期開催の取締役会15回のうち14回出席し、また監査委員会15回すべてに出席しております。 | 主に公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 北 村 光 弘 | 0年9ヶ月 | 社外役員就任後開催の取締役会12回のうち11回出席し、また監査委員会11回のうち10回出席し、報酬委員会2回すべてに出席しております。 | 豊富なビジネス経験及び知見等に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 福 井 祥 二 | 2年6ヶ月 | 当期開催の取締役会15回すべてに、また指名委員会4回、報酬委員会4回すべてに出席しております。 | 豊富なビジネス経験及び知見等に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| | 支給人数 | 当社からの報酬等 | 当社の親会社等からの報酬等 |
|--------|------|---------------------|--------------------|
| 報酬等の合計 | 4人 | 19 (うち報酬以外の金額 1) | — (うち報酬以外の金額 —) |

- (注) 1. 報酬等は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. () は報酬以外の金額について内書きしております。
3. 支給人数には、平成27年6月25日に退任した1名が含まれております。
4. 報酬額の合計には、当社からの報酬等について当期の役員退職慰労引当金繰入額1百万円が含まれております。なお、社外役員の退職慰労金は平成27年6月25日より廃止しております。ただし、平成27年6月24日以前に就任した社外役員に対して、就任時より平成27年6月25日までの期間に対応する退職慰労金想定額を、当該社外役員が退任する際に支給いたします。
5. 社外役員に対する退職慰労金は次のとおりであります。
取締役7百万円

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

| | | |
|----------|------|-----------|
| 発行可能株式総数 | 普通株式 | 990,000千株 |
| 発行済株式の総数 | 普通株式 | 333,250千株 |

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

| | |
|------|--------|
| 普通株式 | 8,675名 |
|------|--------|

(3) 大株主

| 株主の氏名又は名称 | 当社への出資状況 | |
|--|-----------|--------|
| | 持株数等 | 持株比率 |
| 野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社 | 122,900千株 | 36.87% |
| オリックス株式会社 | 40,000千株 | 12.00% |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 19,000千株 | 5.70% |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 15,000千株 | 4.50% |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 7,253千株 | 2.17% |
| JP MORGAN CHASE BANK 385632 | 6,662千株 | 1.99% |
| 日本生命保険相互会社 | 5,169千株 | 1.55% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9） | 4,867千株 | 1.46% |
| ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合 | 4,534千株 | 1.36% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 4,338千株 | 1.30% |

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称 | 当該事業年度に係る報酬等 | その他 |
|--|--------------|--------|
| 有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 松崎雅則 指定有限責任社員 松浦竜人 | 54 | (注3、4) |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 会計監査人の報酬等について監査委員会が同意した理由
当監査委員会は、会計監査人との定期的な意見交換や社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、従前の事業年度における職務執行状況、当期監査計画の内容や報酬見積算定根拠などの検討を行った結果、会計監査人の報酬等は適切、妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 会計監査人が対価を得て行う非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）は、経営統合に係る財務税務デューデリジェンス他であります。
5. 会計監査人に、当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は134百万円であります。
6. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合、公序良俗に反する行為があったと認められる場合、その他会計監査人として相応しくないと判断した場合において、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合には、「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会の議案といたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、会計監査人の解任を検討いたします。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7 業務の適正を確保する体制

イ 決議の内容の概要

当社は、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

(1) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

- ①当社グループは、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、グループのコンプライアンス基本方針を定め、役職員はこれを遵守する。
- ②法令等遵守の統括部署を設置し、法令等遵守態勢の整備・確立をはかる。
- ③取締役会は、法令等遵守態勢が有効に機能しているか、業務執行の監督を行い、監査委員会においてこれらの監査・評価を行う。
- ④法令等に反する行為、不正な行為に対しては、懲戒を含め厳正に対処する。
役職員は、これらの行為またはそのおそれのある行為を認めた場合、直ちに監査委員会またはコンプライアンス統括部署に報告する。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項

- ①執行役に対し職務の遂行に係る文書の保存義務を課すとともに、適切な文書管理体制の整備をはかる。

②監査委員会または監査委員会が指定する委員は、執行役の職務の遂行に係る文書をいつでも閲覧することができることとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

①リスク管理態勢の整備・確立をはかるべく、グループのリスク管理の基本方針を定めるとともにリスク管理の統括部署を設置し、適切なリスク管理を行う。

②取締役会及び監査委員会は、リスク管理統括部署等に対し、定期的にリスクの状況に関する報告を求め、グループのリスク管理態勢の整備・充実につとめる。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

①取締役会は、業務の円滑かつ適切な運用をはかるべく、当社の機構、分掌、職制等業務運営に関する基本的事項を定める。

②執行役は、取締役会において定めた経営の基本方針、職務分掌に基づき業務執行を行う。

③執行役は、取締役会から委任された職務について、その権限の範囲において適切かつ効率的な職務執行を実現するとともに、定期的に、取締役会において自己の職務執行状況を報告する。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項

①当社は、子会社から必要な報告を受けること等によりグループの経営管理を行い、グループ全体における業務の適法性及び適切性を確保するほか、業務の効率性を確保し、当社グループ全体としての健全経営を堅持しつつ事業目的の達成をはかる。

②当社グループは、経営方針を策定するとともに、法令等遵守、顧客保護等の徹底及び適切なリスク管理につとめることとする。

③内部監査部門は、当社グループの業務運営全般に関し適法性及び適切性の検証を行い、代表執行役社長、担当執行役及び監査委員会に報告する。

(6) 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会事務局を設置し、監査委員会の職務を補助する使用人を配置する。

(7) 前号の使用人の執行役からの独立性ならびに監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき使用人が、その職務を遂行するうえで、執行役から不当な制約を受けることがないように、執行役は配慮しなければならないほか、当該使用人の人事異動、人事評価については監査委員会の同意を要することとするなどにより、その独立性ならびに監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

(8) 当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人、ならびに子会社の取締役、監査役、執行役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者の監査委員会への報告体制その他の監査委員会への報告体制に関する事項

- ①当社グループにかかる重要事項について適切に対処できるよう、当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人、ならびに子会社の取締役、監査役、執行役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、監査委員会に対して報告すべき事項を定める。
- ②監査委員は、その職務遂行のために必要と判断したときは、いつでも当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役または使用人、ならびに子会社の取締役、監査役、執行役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者に報告を求めることができることとする。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査委員会へ報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とした懲戒、差別等の報復行為、人事考課への悪影響等、いかなる不利益な取扱いをしない。

(10) 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会または監査委員が監査を実施するため、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他外部専門家を任用する場合または調査等の事務を委託する場合等に要する費用については、監査委員会または監査委員の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、当社が負担する。

(1) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、監査委員会と内部監査部門とが連携し、内部監査部門は内部監査計画を策定のうえ監査委員会に報告するとともに、内部監査結果についても監査委員会に報告することとする。

□ 体制の運用状況の概要

当事業年度における、上記業務の適正を確保する体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりです。

(1) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することならびに効率的に行われることの確保

- ①取締役会を15回開催し、経営方針や予算策定等の経営に関する重要な事項を決定いたしました。各執行役から3か月に1回以上、その業務執行状況について報告を受け、業務の適正性確保の観点から審議を行いました。
- ②当社は、取締役会の決議により、法令の定める範囲内で重要な業務の決定を執行役に委任し、効率的な意思決定を行っております。なお、業務執行上の重要事項を協議・決定する機関として、グループ経営会議、グループALM会議、グループコンプライアンス会議を設置しており、代表執行役は他の執行役との合議を経たうえで、その業務の決定を行っております。
- ③監査委員会（社外取締役が委員長）を15回開催し、執行役の業務執行の適法性、妥当性を確認いたしましたほか、監査委員会の職務執行状況について、取締役会への報告を毎月行いました。

(2) コンプライアンス体制

- ①当社グループの基本方針として、グループコンプライアンス基本方針を定めております。また、経営管理部コンプライアンス統括グループを統括部署とし、グループコンプライアンス会議における協議・検討等を通じて、法令等遵守の態勢整備に努めております。

- ②当社および足利銀行において、コンプライアンス統括部署、監査委員および弁護士事務所を窓口とする内部通報制度を整備しております。内部通報に対しては、通報者を保護するとともに、コンプライアンス統括部署等が事実関係を調査し、必要に応じて是正措置および再発防止措置を講じております。
- ③足利銀行においては、毎年度コンプライアンス実践計画を取締役会で定め、その進捗状況について、半期毎にコンプライアンス会議に報告しております。また、本部・営業店の各部店ごとに法令等遵守責任者ならびに同担当者を配置しているほか、法令等遵守担当者連絡会議を半期ごとに開催（2回）し、研修等を通じて、全役職員が法令等遵守を最優先するという意識の徹底をはかっております。

(3) リスク管理態勢

- ①グループ統合的リスク管理方針に基づき、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等、経営に影響を及ぼす可能性のあるすべてのリスクを対象としたリスク資本制度の運営による統合リスク管理を行っております。
- ②リスク管理に関する協議・決定を行う機関としてグループALM会議を設置し、足利銀行のALM会議との共同により、毎月開催しております。また、その結果を取締役会に月次で報告いたしました。

(4) グループ管理体制

- ①当社は、子会社から必要な報告を受けること等により、取締役会において、月次で子会社の業績を含む当社連結業績の分析・評価を行っております。
- ②当社グループの中核である足利銀行において、関連会社運営管理規定を定め、子会社から必要な協議・報告を受けているほか、関連会社業務報告会の開催（毎月）や、子会社に対する内部監査の実施等を通じて、その運営管理・指導を行っております。

(5) 監査委員会の監査が実効的に行われることの確保

- ①当社の監査委員会は、独立社外取締役2名を含む取締役3名で構成しております。監査委員会が選定する監査委員は、グループ経営会議等の重要な会議への出席や、代表執行役社長との意見交換等を通じて、執行役の業務執行について監査を行っております。

- ②監査委員会事務局に監査委員会の職務を補助する人員を配置し、その独立性ならびに監査委員会による指示の実効性を確保したうえで、監査委員会の補助業務を行っております。
- ③監査委員会は、内部監査部門から内部監査計画や内部監査結果についての報告を受ける等により、内部監査部門と日常的かつ機動的に連携をはかっております。

8 特定完全子会社に関する事項

イ 特定完全子会社の名称及び住所

株式会社足利銀行
栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号

ロ 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

280,000百万円

ハ 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

301,677百万円

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11 その他

イ 会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会決議によらず取締役会の決議とする旨を定款に定めております。

当社は、傘下の銀行等グループ企業の公共性に鑑み、健全経営を確保するため、内部留保の充実をはかりながら、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

自己株式の取得については、適切な資本政策の運営を実現するため、十分な自己資本の確保に努めつつ対応してまいります。

ロ 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

第8期末 (平成28年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|------------------|-------------------------|------------------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 現金預け金 | 437,509 | 預金 | 5,206,700 |
| コールローン及び買入手形 | 414 | 譲渡性預金 | 174,878 |
| 買入金銭債権 | 7,627 | コールマネー及び売渡手形 | 78,000 |
| 商品有価証券 | 3,596 | 債券貸借取引受入担保金 | 25,263 |
| 有価証券 | 1,296,769 | 借入金 | 251,726 |
| 貸出金 | 4,235,174 | 外国為替 | 282 |
| 外国為替 | 4,377 | その他負債 | 46,266 |
| その他資産 | 34,277 | 役員賞与引当金 | 57 |
| 有形固定資産 | 24,424 | 役員退職慰労引当金 | 311 |
| 建物 | 7,527 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 858 |
| 土地 | 12,798 | 偶発損失引当金 | 464 |
| リース資産 | 16 | ポイント引当金 | 134 |
| 建設仮勘定 | 435 | 繰延税金負債 | 5,074 |
| その他の有形固定資産 | 3,647 | 支払承諾 | 12,913 |
| 無形固定資産 | 78,601 | 負債の部合計 | 5,802,932 |
| ソフトウェア | 2,087 | 純資産の部 | |
| のれん | 75,979 | 資本金 | 117,495 |
| その他の無形固定資産 | 534 | 資本剰余金 | 29,025 |
| 退職給付に係る資産 | 10,446 | 利益剰余金 | 113,594 |
| 繰延税金資産 | 584 | 株主資本合計 | 260,115 |
| 支払承諾見返 | 12,913 | ^① 他有価証券評価差額金 | 48,527 |
| 貸倒引当金 | △40,679 | 繰延ヘッジ損益 | △3,951 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △1,585 |
| | | その他の包括利益累計額合計 | 42,990 |
| | | 純資産の部合計 | 303,105 |
| 資産の部合計 | 6,106,037 | 負債及び純資産の部合計 | 6,106,037 |

第8期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|------------------------|---------------|----------------|
| 経常収益 | | 102,474 |
| 資金運用収益 | 73,805 | |
| 貸出金利息 | 55,936 | |
| 有価証券利息配当金 | 16,958 | |
| コールローン利息及び買入手形利息 | 393 | |
| 預け金利息 | 404 | |
| その他の受入利息 | 114 | |
| 役務取引等収益 | 22,138 | |
| その他業務収益 | 1,692 | |
| その他経常収益 | 4,838 | |
| 償却債権取立益 | 524 | |
| 株式等売却益 | 3,290 | |
| その他の経常収益 | 1,023 | |
| 経常費用 | | 72,118 |
| 資金調達費用 | 4,832 | |
| 預金利息 | 2,079 | |
| 譲渡性預金利息 | 212 | |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | 8 | |
| 債券貸借取引支払利息 | 211 | |
| 借入金利息 | 1,537 | |
| その他の支払利息 | 783 | |
| 役務取引等費用 | 6,198 | |
| その他業務費用 | 192 | |
| 営業経費 | 55,471 | |
| その他経常費用 | 5,423 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 2,013 | |
| 貸出金償却 | 1,656 | |
| 株式等売却損 | 980 | |
| 株式等償却 | 8 | |
| 貸出金売却損 | 110 | |
| その他の経常費用 | 653 | |
| 経常利益 | | 30,356 |
| 特別損失 | | 186 |
| 固定資産処分損 | 108 | |
| 減損損失 | 50 | |
| 固定資産圧縮損 | 26 | |
| 税金等調整前当期純利益 | | 30,170 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 5,805 | |
| 法人税等調整額 | 1,912 | |
| 法人税等合計 | | 7,717 |
| 当期純利益 | | 22,452 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 22,452 |

第8期末 (平成28年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------|----------------|----------------|----------------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | | 流動負債 | |
| 現金及び預金 | 3,237 | 未払金 | 11 |
| 有価証券 | 10,000 | 未払費用 | 190 |
| 前払費用 | 0 | 未払法人税等 | 130 |
| 未収還付法人税等 | 4,714 | 未払消費税等 | 9 |
| 繰延税金資産 | 553 | 役員賞与引当金 | 32 |
| その他 | 3,169 | 流動負債合計 | 374 |
| 流動資産合計 | 21,674 | 固定負債 | |
| 固定資産 | | 長期借入金 | 110,000 |
| 無形固定資産 | | 役員退職慰労引当金 | 167 |
| ソフトウェア | 3 | 繰延税金負債 | 78 |
| 無形固定資産合計 | 3 | 固定負債合計 | 110,245 |
| 投資その他の資産 | | 負債合計 | 110,620 |
| 関係会社株式 | 280,000 | 純資産の部 | |
| 投資その他の資産合計 | 280,000 | 株主資本 | |
| 固定資産合計 | 280,003 | 資本金 | 117,495 |
| | | 資本剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 25,276 |
| | | その他資本剰余金 | 3,749 |
| | | 資本剰余金合計 | 29,025 |
| | | 利益剰余金 | |
| | | 利益準備金 | 2,884 |
| | | その他利益剰余金 | |
| | | 繰越利益剰余金 | 41,651 |
| | | 利益剰余金合計 | 44,536 |
| | | 株主資本合計 | 191,056 |
| | | 純資産合計 | 191,056 |
| 資産合計 | 301,677 | 負債純資産合計 | 301,677 |

第8期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|
| 営業収益 | 12,904 |
| 関係会社受取配当金 | 12,064 |
| 関係会社受入手数料 | 840 |
| 営業費用 | 970 |
| 販売費及び一般管理費 | 970 |
| 営業利益 | 11,933 |
| 営業外収益 | 4 |
| 受取利息 | 1 |
| 有価証券利息 | 2 |
| その他 | 0 |
| 営業外費用 | 2,188 |
| 支払利息 | 2,188 |
| その他 | 0 |
| 経常利益 | 9,749 |
| 税引前当期純利益 | 9,749 |
| 法人税、住民税及び事業税 | △5,297 |
| 法人税等調整額 | 4,516 |
| 法人税等合計 | △780 |
| 当期純利益 | 10,530 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

株式会社足利ホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松浦 竜人 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社足利ホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社足利ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と株式会社常陽銀行は、平成27年11月2日に締結した基本合意書に基づき、平成28年4月25日開催のそれぞれの取締役会において、両者の株主総会の承認及び関係当局の認可等を得られることを前提として、株式交換による経営統合を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約書を締結した。また同時に、会社、株式会社常陽銀行及び株式会社足利銀行の間で経営統合契約書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

株式会社足利ホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松浦 竜人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社足利ホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と株式会社常陽銀行は、平成27年11月2日に締結した基本合意書に基づき、平成28年4月25日開催のそれぞれの取締役会において、両者の株主総会の承認及び関係当局の認可等を得られることを前提として、株式交換による経営統合を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約書を締結した。また同時に、会社、株式会社常陽銀行及び株式会社足利銀行の間で経営統合契約書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、子会社については、子会社の取締役及び執行役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

株式会社足利ホールディングス 監査委員会

監査委員 甲 良 好 夫 ㊟

監査委員 北 村 光 弘 ㊟

監査委員 小 野 訓 啓 ㊟

(注) 監査委員甲良好夫及び北村光弘は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役8名全員の任期が満了となりますので、経営体制の効率化のため、取締役を2名減員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合には、本議案が承認可決されることにより選任されることとなる取締役の任期は、会社法第332条第7項第1号の規定に基づき、当該定款変更の効力が生じた時に満了することとなります。

取締役候補者

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 (普通株式) |
|-------|------------------------------------|---|--------------------------|
| 1 | ふじ さわ さとし 藤 澤 智 (昭和22年5月1日生) | 昭和45年4月 商工組合中央金庫（現株式会社商工組合中央金庫）入庫 同 浦和・大森各支店長、市場営業部長、業務推進部長等を歴任 平成12年8月 同 特別参与総合企画部長 同14年3月 同 理事（地域分掌：東北・北関東） 同15年8月 同 総合資金証券本部長委嘱 同17年5月 商工サービス株式会社 代表取締役社長 同18年5月 商中コンピュータ・サービス株式会社（現株式会社商工中金情報システム）代表取締役社長 同20年4月 当社 代表取締役 同20年7月 当社 取締役兼代表執行役社長 株式会社足利銀行 取締役兼代表執行役頭取 同26年6月 当社 取締役兼代表執行役会長（現任） (担当) 代表執行役会長 | 4,500株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 (普通株式) |
|-----------|--|---|--------------------------|
| 2 | まつ した まさ なお 松 下 正 直 (昭和32年2月8日生) | 昭和54年4月 株式会社足利銀行入行 平成14年6月 同 公務金融部長 同16年8月 同 融資本部副本部長 同17年10月 同 伊勢崎支店長 同19年4月 同 真岡支店長 同21年1月 同 執行役 同24年6月 当社 執行役 経営企画部長 株式会社足利銀行 常務執行役 総合企画部長 同26年4月 当社 執行役 株式会社足利銀行 常務執行役 同26年6月 当社 取締役兼代表執行役社長(現任) 株式会社足利銀行 取締役兼代表執行役頭取 (現任) (担当) 代表執行役社長、指名委員(委員長)、報酬委員(委員長) (重要な兼職の状況) 株式会社足利銀行 取締役兼代表執行役頭取 | 9,000株 |
| 3 | お の くに ひろ 小 野 訓 啓 (昭和32年1月11日生) | 昭和55年4月 株式会社足利銀行入行 平成14年6月 同 総合企画部副部長 同15年6月 同 大平支店長 同16年10月 同 新宿支店長 同19年10月 同 事務企画部長 同22年6月 同 執行役 次期システム推進管理室長 同23年10月 同 執行役 同24年6月 同 取締役(現任) 同25年6月 当社 取締役(現任) (担当) 監査委員 | 4,500株 |
| 4 | こお ら よし お 甲 良 好 夫 (昭和16年7月26日生) | 昭和39年10月 公認会計士太田哲三事務所入所 同53年2月 監査法人太田哲三事務所 社員 同61年5月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人) 代表社員 平成18年8月 公認会計士甲良好夫事務所 所長(現任) 同19年6月 住友重機械工業株式会社 社外監査役 同20年7月 当社 取締役(現任) 株式会社足利銀行 取締役(現任) (担当) 監査委員(委員長) (重要な兼職の状況) 公認会計士甲良好夫事務所 所長 | 2,800株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 (普通株式) |
|--------|-----------------------------------|--|--------------------------|
| 5 | きたむらみつひろ 北村光弘 (昭和17年3月12日生) | 昭和40年4月 日野自動車工業株式会社(現日野自動車株式会社)入社 同45年6月 株式会社横倉本店 専務取締役 同60年10月 同 取締役社長 平成12年11月 同 代表取締役会長(現任) 同22年11月 宇都宮商工会議所 会頭(現任) 一般社団法人栃木県商工会議所連合会 会長(現任) 同27年6月 当社 取締役(現任) 株式会社足利銀行 取締役(現任) (担当) 報酬委員、監査委員 (重要な兼職の状況) 株式会社横倉本店 代表取締役会長 | - 株 |
| ※ 6 | ながさわとおる 永沢 徹 (昭和34年1月15日生) | 昭和59年4月 弁護士登録 平成7年4月 永沢法律事務所(現永沢総合法律事務所)開設、代表弁護士(現任) 同19年9月 グリー株式会社 社外監査役(現任) 同27年6月 東邦ホールディングス株式会社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 永沢総合法律事務所 代表 グリー株式会社 社外監査役 東邦ホールディングス株式会社 社外取締役 | - 株 |

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
 2. 取締役候補者甲良好夫、北村光弘、永沢徹の3氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
 ①藤澤智氏は、平成20年7月より当社取締役兼代表執行役社長及び当社グループの株式会社足利銀行(以下「足利銀行」といいます。)取締役兼代表執行役頭取を、平成26年6月からは当社取締役兼代表執行役会長を務め、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、選任をお願いするものであります。
 ②松下正直氏は、当社グループの足利銀行において、事務システム部門、融資部門、経営企画部門の担当執行役を歴任し、平成26年6月より取締役兼代表執行役頭取を務めております。当社においても、執行役経営企画部長、平成26年6月より取締役兼代表執行役社長を務め、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、選任をお願いするものであります。

- ③小野訓啓氏は、当社グループの足利銀行において、平成22年6月に事務システム部門の担当執行役に就任し、平成24年6月より取締役を務めております。当社においても、平成25年6月より取締役（監査委員）を務め、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、選任をお願いするものであります。
- ④甲良好夫氏は、過去に社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての専門的知見及び経験を有することから、当社の経営全般にわたり、指導・助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、甲良好夫氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
- ⑤北村光弘氏は、一般社団法人栃木県商工会議所連合会会長を務める等、栃木県経済に精通しており、また経営者としての見識及び経験を有することから、当社の経営全般にわたり指導・助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、北村光弘氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
- ⑥永沢徹氏は、過去に社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、企業法務に精通した弁護士としての専門的知見及び経験を有することから、当社の経営全般にわたり、指導・助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、社外取締役である甲良好夫、北村光弘の2氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、1,000万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。本株主総会において各氏が再任された場合、各氏との間で本契約を継続する予定であります。また、永沢徹氏が社外取締役に選任された場合、当社との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 甲良好夫、北村光弘の各氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として東京証券取引所に届け出ております。本株主総会において各氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、永沢徹氏が社外取締役に選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
6. 各候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。なお、永沢徹氏と当社の子会社である株式会社足利銀行は、法律顧問契約を締結しておりましたが、同氏を本議案及び第5号議案において当社の取締役候補者としたことに伴い、法律顧問契約を解消しております。

第2号議案 当社と株式会社常陽銀行との株式交換契約承認の件

当社と株式会社常陽銀行（以下「常陽銀行」といいます。当社と常陽銀行を併せ、以下「両社」といいます。）とは、平成28年4月25日をもって、両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関して最終的な合意に達したため、平成28年10月1日を効力発生日とし、当社を株式交換完全親会社、常陽銀行を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。また同時に、当社及び足利銀行は、常陽銀行との間で経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約の承認をお願いいたしたいと存じます。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容等は次のとおりであります。

1. 本株式交換を行う理由

常陽銀行と当社の子会社である足利銀行（頭取 松下正直。常陽銀行と足利銀行を併せ、以下「両行」といいます。）は、茨城県、栃木県を中心とする北関東地域において、それぞれが、確固たる営業地盤を有する地域のリーディングバンクとして、円滑な金融機能を提供しております。

両行の主要営業地盤である北関東地域は、首都圏に近接する地理的条件に加え、北関東自動車道をはじめとする交通インフラの整備を背景に、全国でも有数の企業立地地域として高いポテンシャルを有しています。一方、地域金融機関を取り巻く経営環境は、総人口減少、少子高齢化の進行といった社会構造変化による地方経済の縮小が懸念される中、資金余剰を背景とした金融機関同士の熾烈な競争も続いています。また、経済のグローバル化やIT分野をはじめとする技術革新は、産業・社会構造に大きな変化を与えており、異業種からの金融分野への進出が活発化し新たな競争環境を生み出すと同時に、金融サービスの広がりによる成長機会の創出にもつながっています。

このような取り巻く経営環境の構造変化を見据えつつ、地域金融機関として地域の創生にこれまで以上に貢献し、お客さま、地域とともに成長し続けていくには、両社が共通の理念のもと、能動的に協創力を発揮し、豊かさの創造を実現していくことが有効かつ有益と認識するに至り、経営統合によって新しい金融グループを構築していくことに合意いたしました。

本経営統合により誕生する新しい金融グループは、常陽銀行と足利銀行の両行が長年にわたり築いてきたお客さまとのリレーション、地域への深い理解を維持・深化させながら、経営統合により形成される広域ネットワーク等を生かし、総合金融サービスの進化と業務効率化を実現してまいります。これにより、地域のリーディングバンク同士の融合でしかなしえない、より利便性が高く、質の高い総合金融サービスを提供してまいります。

本経営統合は、持株会社方式によるものとし、早期の経営統合を図る観点から、既に持株会社体制となっている当社を新金融グループの持株会社として活用いたします。具体的には、当社が常陽銀行と本株式交換を実施するとともに、当社は、本株式交換の効力発生日付で商号を株式会社めぶきフィナンシャルグループ（以下「めぶきフィナンシャルグループ」といいます。）に変更します。

このように、常陽銀行と足利銀行の両行が、地域に根付いた双方のブランドネームをもとに協働し、統合による営業基盤の拡大と経営基盤の充実をはかりつつ、経営資源やノウハウを相互活用して相乗効果を発揮していくことにより、単独ではなしえないスピードと高い質で、お客さま、地域、株主の皆さまの期待に応えていくことが最良の方策であると判断しております。

2. 株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

なお、「株式交換契約書（写）」の別紙1～別紙24（新株予約権の内容）及び別紙25～別紙26（ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の内容）につきましては、「第8回定時株主総会 株主総会参考書類＜別冊＞（P.5～P.88）」に記載しております。

また、「株式交換契約書（写）」の別紙27（足利ホールディングス定款変更案）につきましては「第3号議案 定款一部変更の件」と、別紙28（取締役選任議案）につきましては「第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」及び「第5号議案 監査等委員である取締役5名選任の件」と、それぞれ同内容につき、記載を省略いたします。

株式交換契約書（写）

株式会社常陽銀行（以下「甲」という。）及び株式会社足利ホールディングス（以下「乙」という。）は、甲乙間の株式交換に関し、平成28年4月25日（以下「本締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全子会社、乙を株式交換完全親会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、乙は、甲の発行済株式の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

- (1) 甲：株式交換完全子会社
商号：株式会社常陽銀行
住所：茨城県水戸市南町二丁目5番5号

- (2) 乙：株式交換完全親会社
商号：株式会社足利ホールディングス
住所：栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 乙は、本株式交換に際して、本株式交換により乙が甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株式を有する株主（但し、第9条に基づく甲の自己株式の消却後の株主をいうものとし、乙を除く。以下本条において同じ。）に対し、その有する甲の普通株式の数の合計数に1.170を乗じて得た数の乙の普通株式を交付する。

2. 乙は、本株式交換に際して、基準時における甲の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株式を有する株主に対し、その有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1.170株の割合をもって、乙の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定にかかわらず、乙が甲の各株主に交付する乙の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、乙は、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第4条（本株式交換に際して交付する新株予約権及びその割当て並びに社債の承継）

1. 乙は、本株式交換に際して、以下の表1第1欄の①から⑫までに掲げる甲が発行している新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、それぞれ、基準時の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された当該新株予約権の総数と同数の、同表第2欄の①から⑫までに掲げる乙の新株予約権を交付する。
2. 乙は、本株式交換に際して、基準時の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された、以下の表1第1欄の①から⑫までに掲げる甲が発行している新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する以下の表1第1欄の①から⑫までに掲げる新株予約権1個につき、それぞれ、同表第2欄の①から⑫までに掲げる新株予約権1個を割り当てる。
3. 乙は、本株式交換に際して、以下の表2第1欄に掲げる甲が発行している新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、それぞれ、基準時の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された当該新株予約権の総数と同数の、同表第2欄に掲げる乙の新株予約権を交付する。
4. 乙は、本株式交換に際して、基準時の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された、以下の表2第1欄に掲げる甲が発行している新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する同表第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ、同表第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。
5. 乙は、本株式交換に際して、以下の表2第1欄に掲げる甲が発行している新株予約権付社債について、基準時の甲の社債原簿に記載又は記録された社債権者に対し甲が負担する社債債務を、同表第2欄に掲げる株式会社めぶきフィナンシャルグループ2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債として承継するものとし、その承継に係る社債債務の額は、同表第3欄に掲げる額とする。

6. 本締結日以後本効力発生日（第6条に定める。）までの間、以下の表1及び表2の各第1欄に掲げる甲が発行している新株予約権及び新株予約権付社債に付された新株予約権が行使された場合には、第1項乃至第5項に規定した交付及び割当てに係る新株予約権及び承継される社債債務について、それぞれ、当該行使に係る新株予約権の数及び当該行使に際して払い込まれた社債の金額を、交付及び割当てに係る新株予約権並びに承継に係る社債債務額から減じるものとする。

表1

| | 第1欄 | | 第2欄 | |
|---|-------------------|--------|-----------------------------|--------|
| | 名称 | 内容 | 名称 | 内容 |
| ① | 株式会社常陽銀行第1回新株予約権 | 別紙1記載 | 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第1回新株予約権 | 別紙2参照 |
| ② | 株式会社常陽銀行第3回新株予約権 | 別紙3記載 | 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第2回新株予約権 | 別紙4参照 |
| ③ | 株式会社常陽銀行第5回新株予約権 | 別紙5記載 | 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第3回新株予約権 | 別紙6参照 |
| ④ | 株式会社常陽銀行第6回新株予約権 | 別紙7記載 | 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第4回新株予約権 | 別紙8参照 |
| ⑤ | 株式会社常陽銀行第7回新株予約権 | 別紙9記載 | 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第5回新株予約権 | 別紙10参照 |
| ⑥ | 株式会社常陽銀行第8回新株予約権 | 別紙11記載 | 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第6回新株予約権 | 別紙12参照 |
| ⑦ | 株式会社常陽銀行第9回新株予約権 | 別紙13記載 | 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第7回新株予約権 | 別紙14参照 |
| ⑧ | 株式会社常陽銀行第10回新株予約権 | 別紙15記載 | 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第8回新株予約権 | 別紙16参照 |
| ⑨ | 株式会社常陽銀行第11回新株予約権 | 別紙17記載 | 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第9回新株予約権 | 別紙18参照 |
| ⑩ | 株式会社常陽銀行第12回新株予約権 | 別紙19記載 | 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第10回新株予約権 | 別紙20参照 |
| ⑪ | 株式会社常陽銀行第13回新株予約権 | 別紙21記載 | 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第11回新株予約権 | 別紙22参照 |
| ⑫ | 株式会社常陽銀行第14回新株予約権 | 別紙23記載 | 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第12回新株予約権 | 別紙24参照 |

表2

| 第1欄 | | 第2欄 | | 第3欄 |
|--|--------|--|--------|-------|
| 名称 | 内容 | 名称 | 内容 | 社債債務額 |
| 株式会社常陽銀行 2019年満期ユーロ 米ドル建取得条項付 転換社債型新株予約 権付社債 | 別紙25記載 | 株式会社めぶきフィ ナンシャルグループ 2019年満期ユーロ 米ドル建取得条項付 転換社債型新株予約 権付社債 | 別紙26参照 | 3億米ドル |

第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する乙の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 資本金 : 0円
- (2) 資本準備金 : 会社計算規則第39条の規定に従い乙が別途定める金額
- (3) 利益準備金 : 0円

第6条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成28年10月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第7条（株式交換契約の承認株主総会）

甲及び乙は、平成28年6月28日又は甲及び乙が別途合意する日に、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認に関する決議を求めるものとする。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本締結日以降本効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、過去の実務慣行に従い通常の業務の範囲内でその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、自らの子会社をして行わせるとともに、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、自らの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行わず、かつ、自らの子会社をしてかかる行為を行わせてはならない。

第9条（自己株式の消却）

甲は、基準時の直前時までに甲が有することとなる自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得する自己株式を含む。）の全部を、本効力発生日の前日までに開催する甲の取締役会決議により、当該株式買取請求に係る株式の買取りの効力発生後、基準時の直前時において、消却するものとする。

第10条（定款の変更及び取締役の選任）

1. 乙は、第7条に定める乙の株主総会において、本株式交換の効力発生を停止条件として乙の定款を本効力発生日付で別紙27のとおり変更する旨の議案を上程し、その承認の決議を求めるものとする。但し、乙は、予め甲と協議し合意のうえ、別紙27記載の定款変更案を変更することができる。
2. 乙は、第7条に定める乙の株主総会において、前項に規定する定款変更案の効力発生を停止条件として、別紙28第1項記載の者を本効力発生日付で乙の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任する旨の議案、及び別紙28第2項記載の者を本効力発生日付で乙の監査等委員である取締役に選任する旨の議案をそれぞれ上程し、その承認の決議を求めるものとする。但し、乙は、予め甲と協議し合意のうえ、別紙28記載の取締役選任議案を変更することができる。

第11条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙のいずれかの事業、財務状態、経営成績若しくは本株式交換の比率に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事象、本株式交換の目的の達成が著しく困難となり若しくは困難となる可能性のある事象、又は本株式交換の実施に重大な悪影響を与える可能性のある事象が発生又は判明した場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、第7条に定める甲若しくは乙の株主総会の決議による本契約の承認が得られなかった場合又は第10条に定める乙の株主総会による定款変更の承認若しくは取締役選任議案の承認が得られなかった場合は、その効力を失う。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者は、それぞれ署名又は記名捺印の上、各1通ずつを保有する。

平成28年4月25日

甲：茨城県水戸市南町二丁目5番5号
株式会社常陽銀行
取締役頭取 寺門 一義 ㊟

乙：栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号
株式会社足利ホールディングス
代表執行役社長 松下 正直 ㊟

3. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項

(1) 当社が本株式交換に際して常陽銀行の株主に対して交付する交換対価の相当性に関する事項

ア. 株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率）

| | 当社 (株式交換完全親会社) | 常陽銀行 (株式交換完全子会社) |
|--------|-------------------|---------------------|
| 株式交換比率 | 1 | 1.170 |

(注1) 株式交換に係る割当ての詳細

常陽銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1.170株を割当て交付いたします。

株式交換により、常陽銀行の株主に交付される当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

なお、上記株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じもしくは判明した場合には、両社で協議の上、変更することがあります。

(注2) 本経営統合により、当社が交付する新株式数（予定）

普通株式：845,758,343株

上記は、常陽銀行の平成28年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（766,231,875株）を前提として算出しております。但し、株式交換の効力発生時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、常陽銀行は、保有する自己株式の全部を消却する予定であるため、常陽銀行の平成28年3月31日時点における自己株式数（43,361,496株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、常陽銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、常陽銀行の平成28年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱いについて

本経営統合が実現された場合、株式交換により、1単元（100株）未満の当社の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける常陽銀行の株主の皆さまにつきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまは、会社法第192条第1項の規定にもとづき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定にもとづき、当社が売渡しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、当社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することが可能です。

イ. 株式交換に係る割当ての内容の根拠及び理由

両社は、株式交換比率の算定にあたって公正性を確保するため、各社がそれぞれ両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の分析を依頼することとし、常陽銀行は、第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、当社は、第三者算定機関としてプライスウォーターハウスクーパース株式会社（以下「PwC」といいます。）を選定いたしました。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券およびPwCによる株式交換比率の分析結果等は、「第8回定時株主総会 株主総会参考書類<別冊>（P.1～P.4）『株式交換比率に係る第三者算定機関の分析概要』」に記載のとおりであります。

なお、常陽銀行は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、「第8回定時株主総会 株主総会参考書類<別冊>（P.1～P.4）『株式交換比率に係る第三者算定機関の分析概要』」に記載の前提条件その他一定の前提条件及び留保事項のもとに、合意された株式交換比率が常

陽銀行の普通株式の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しております。

また、当社は、PwCから、「第8回定時株主総会 株主総会参考書類<別冊>（P.1～P.4）『株式交換比率に係る第三者算定機関の分析概要』」に記載の前提条件その他一定の前提条件のもと、本株式交換に用いる株式交換比率の合意の基礎とすべく株式交換比率算定書を取得しております。

常陽銀行は三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析結果を踏まえ、当社はPwCの分析結果を踏まえ、それぞれ慎重に協議・検討を重ねた結果、両社は、平成27年11月2日、上記「ア. 株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率）」記載の株式交換比率により本経営統合を行うことが妥当であるとの判断に至り、基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結いたしました。

なお、両社は平成27年11月2日以降における各社の財務状況、資産の状況、将来の事業・業績の見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、平成28年4月25日の本株式交換契約及び経営統合契約締結の時点で、平成27年11月2日付基本合意書において合意した株式交換比率を変更する必要はないことを相互に確認しております。

ウ. 算定機関との関係

三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びPwCは、いずれも常陽銀行及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

エ. 公正性を担保するための措置

常陽銀行は、本経営統合の公正性・妥当性を確保するため、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、株式交換比率に関する財務分析の結果の受領に加え、「第8回定時株主総会 株主総会参考書類<別冊>（P.1～P.4）『株式交換比率に係る第三者算定機関の分析概要』」に記載の前提条件その他一定の前提条件及び留保事項のもとに、合意された株式交換比率が常陽銀行の普通株式の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しております。

また、本経営統合の検討に関する助言及びその他の本経営統合の実現に向けた支援を受け

るため、有限責任あずさ監査法人及びKPMG税理士法人を独立した財務アドバイザーとして起用しております。

加えて、両社から独立した本経営統合の法務アドバイザーとして、常陽銀行は長島・大野・常松法律事務所を選任し、本株式交換契約及び本経営統合契約締結に向けた取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

一方、当社は、本経営統合の公正性・妥当性を確保するため、PwCから、本株式交換に用いる株式交換比率の合意の基礎とすべく株式交換比率算定書を取得しております。

また、本経営統合の検討に関する助言及びその他の本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）及び有限責任監査法人トーマツを独立した財務アドバイザーとして起用しております。なお、野村證券は、当社の主要株主の親会社である野村ホールディングス株式会社の子会社であるという関係にありますが、当社は、野村證券の財務アドバイザーとしての実績に鑑み、かつ、当社と野村證券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため、財務アドバイザーとしての独立性が確保されていることを踏まえた上で、野村證券に財務アドバイザーを依頼しました。

加えて、両社から独立した本経営統合の法務アドバイザーとして、当社は森・濱田松本法律事務所を選任し、本株式交換契約及び本経営統合契約締結に向けた取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

(2) 株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりであります。

| | |
|-------|--------------------------|
| 資本金 | 0円 |
| 資本準備金 | 会社計算規則第39条の規定に従い当社が定める金額 |
| 利益準備金 | 0円 |

これら資本金及び準備金の額につきましては、本株式交換の当社の資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、当社と常陽銀行との間で協議のうえ、会社計算規則第39条の規定の範囲内で決定したものであり、相当であると判断いたしております。

4. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 本株式交換に際して交付する新株予約権の内容等及びその割当てに関する事項

当社は、本株式交換に際して、以下の表第1欄の①から⑫までに掲げる常陽銀行が発行している新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、それぞれ、基準時の常陽銀行の新株予約権原簿に記載または記録された当該新株予約権の総数と同数の、同表第2欄の①から⑫までに掲げる当社の新株予約権を割当て交付いたします。

これは、当社及び常陽銀行が、本株式交換後も第1欄に掲げる新株予約権の権利者に従前と可及的に同等の権利を維持していただくために、当該新株予約権の内容及び株式交換比率を踏まえて、第1欄に掲げる新株予約権と同等の内容にて第2欄に掲げる新株予約権を定め、たうえで、第1欄に掲げる新株予約権1個に対して、第2欄に掲げる新株予約権1個を割当て交付することにしたものです。

| | 第1欄 | | 第2欄 | |
|---|-------------------|---------------|----------------------------|---------------|
| | 常陽銀行が発行している新株予約権 | | 交付する当社の新株予約権 | |
| | 名称 | 内容 | 名称 | 内容 |
| ① | 株式会社常陽銀行第1回新株予約権 | 株式交換契約書別紙1記載 | 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第1回新株予約権 | 株式交換契約書別紙2参照 |
| ② | 株式会社常陽銀行第3回新株予約権 | 株式交換契約書別紙3記載 | 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第2回新株予約権 | 株式交換契約書別紙4参照 |
| ③ | 株式会社常陽銀行第5回新株予約権 | 株式交換契約書別紙5記載 | 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第3回新株予約権 | 株式交換契約書別紙6参照 |
| ④ | 株式会社常陽銀行第6回新株予約権 | 株式交換契約書別紙7記載 | 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第4回新株予約権 | 株式交換契約書別紙8参照 |
| ⑤ | 株式会社常陽銀行第7回新株予約権 | 株式交換契約書別紙9記載 | 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第5回新株予約権 | 株式交換契約書別紙10参照 |
| ⑥ | 株式会社常陽銀行第8回新株予約権 | 株式交換契約書別紙11記載 | 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第6回新株予約権 | 株式交換契約書別紙12参照 |
| ⑦ | 株式会社常陽銀行第9回新株予約権 | 株式交換契約書別紙13記載 | 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第7回新株予約権 | 株式交換契約書別紙14参照 |
| ⑧ | 株式会社常陽銀行第10回新株予約権 | 株式交換契約書別紙15記載 | 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第8回新株予約権 | 株式交換契約書別紙16参照 |
| ⑨ | 株式会社常陽銀行第11回新株予約権 | 株式交換契約書別紙17記載 | 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第9回新株予約権 | 株式交換契約書別紙18参照 |

| | 第1欄 | | 第2欄 | |
|---|-------------------|---------------|-----------------------------|---------------|
| | 常陽銀行が発行している新株予約権 | | 交付する当社の新株予約権 | |
| | 名称 | 内容 | 名称 | 内容 |
| ⑩ | 株式会社常陽銀行第12回新株予約権 | 株式交換契約書別紙19記載 | 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第10回新株予約権 | 株式交換契約書別紙20参照 |
| ⑪ | 株式会社常陽銀行第13回新株予約権 | 株式交換契約書別紙21記載 | 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第11回新株予約権 | 株式交換契約書別紙22参照 |
| ⑫ | 株式会社常陽銀行第14回新株予約権 | 株式交換契約書別紙23記載 | 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第12回新株予約権 | 株式交換契約書別紙24参照 |

(注) 各内容欄に記載した別紙は、株式交換契約書(写)の別紙を示し、「第8回定時株主総会 株主総会参考書類<別冊>(P.5～P.76)」に記載しております。

(2) 本株式交換に際して承継する新株予約権付社債に関する事項

当社は、本株式交換に際して、以下の表第1欄に掲げる常陽銀行が発行している新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、それぞれ、基準時の常陽銀行の新株予約権原簿に記載または記録された当該新株予約権の総数と同数の、同表第2欄に掲げる当社の新株予約権を割当て交付いたします。

当社は、本株式交換に際して、以下の表第1欄に掲げる常陽銀行が発行している新株予約権付社債について、基準時の常陽銀行の社債原簿に記載または記録された社債権者に対し常陽銀行が負担する社債債務を、同表第2欄に掲げる株式会社めぶきフィナンシャルグループ2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債として承継するものとし、その承継に係る社債債務の額は、同表第3欄に掲げる額といたします。

これは、当社及び常陽銀行が、本株式交換後も第1欄に掲げる新株予約権付社債の権利者に従前と可及的に同等の権利を維持していただくために、当該新株予約権の内容及び株式交換比率を踏まえて、第1欄に掲げる新株予約権付社債に付与された新株予約権と同等の内容にて第2欄に掲げる新株予約権付社債に付与される新株予約権を定め、第1欄に掲げる新株予約権1個に対して、第2欄に掲げる新株予約権1個を割当て交付することにし、第1欄に掲げる新株予約権付社債についての社債に係る債務残額と同額の債務を承継するものとしたものです。なお、同債務に対して、常陽銀行は保証を行う予定です。

| 第1欄 | | 第2欄 | | 第3欄 |
|--|-------------------|--|-------------------|-------|
| 名称 | 内容 | 名称 | 内容 | 社債債務額 |
| 株式会社常陽銀行 2019年満期ユーロ 米ドル建取得条項付 転換社債型新株予約 権付社債 | 株式交換契約書別紙 25記載 | 株式会社めぶきフィ ナンシャルグループ 2019年満期ユーロ 米ドル建取得条項付 転換社債型新株予約 権付社債 | 株式交換契約書別紙 26参照 | 3億米ドル |

(注) 各内容欄に記載した別紙は、株式交換契約書(写)の別紙を示し、「第8回定時株主総会 株主総会参考書類<別冊> (P.77~P.88)」に記載しております。

5. 株式交換完全子会社に関する事項

(1) 常陽銀行の最終事業年度に係る計算書類等の内容

常陽銀行の最終事業年度に係る計算書類等の内容につきましては、同封の「第8回定時株主総会 株主総会参考書類<別冊> (P.89~P.118)」の「常陽銀行の最終事業年度(平成28年3月期)に係る計算書類等の内容」に記載のとおりであります。なお、次の事項に係る情報につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ashikaga-hd.co.jp/shareholder/inc/generalmeeting/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会参考書類には記載しておりません。

- ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

第2号議案「当社と株式会社常陽銀行との株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決され、平成28年6月28日開催予定の常陽銀行の第125期定時株主総会において本株式交換契約が承認可決されますと、本株式交換の効力発生日に、当社と常陽銀行による新たな金融グループが発足することになります。当社は、かかる経営統合にあわせて、グループ全体のコーポレートガバナンスの充実及び柔軟な経営体制とをバランス良く実現しつつ、引き続き、経営の透明性の確保と経営に対する監督機能の強化、意思決定のスピードと業務執行機能の向上を図り、新たな金融グループとしてより一層の企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これらに伴い、当社現行定款のうち、以下の事項について所要の変更を行うものであります。

なお、本議案に係る決議は、本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生時に効力を生じることといたします。

(1) 新たな金融グループの発足に関する変更

- ア. 商号を「株式会社めぶきフィナンシャルグループ」に、本店所在地を「東京都中央区」に、それぞれ変更するものであります。(変更案第1条、第3条)
- イ. 電子公告によることができない場合の予備的な公告方法として、茨城新聞を追加するものであります。(変更案第5条)
- ウ. 本株式交換の効力が発生することにより発行済株式総数が増加することを踏まえ、発行可能株式総数の増加を行うものであります。(変更案第6条)
- エ. 株主総会の開催場所の選択肢を広げるため、株主総会の招集地を限定する規定を削除するものであります。(現行定款第14条)

(2) 監査等委員会設置会社への移行に関する変更

- ア. 監査等委員会設置会社へ移行するための規定を新設するものであります。(変更案第4条)

- イ. 執行役を置かないこととなるため、執行役に関する記載のある規定について変更するとともに（変更案第11条、第12条、第21条）、執行役に関する規定を削除するものであります。（現行定款第34条～第39条）
- ウ. 取締役について、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別することになること等から、取締役に関する規定について変更及び新設するものであります。（変更案第17条～第20条、第25条）
- エ. 監査等委員会が選定する監査等委員が取締役会を招集できることを明記するものであります。（変更案第21条）
- オ. 取締役会の決議により、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任できるようにする規定を新設するものであります。（変更案第24条）
- カ. 第5章の標題を監査等委員会に変更し、指名委員会等設置会社における委員会に関する規定を削除するとともに（現行定款第27条～第33条）、監査等委員会に関する規定を新設するものであります。（変更案第29条～第32条）
- キ. 監査等委員会設置会社への移行に伴い、既定の条文にその他の所要の変更を行うものであります。（変更案第26条、第35条）
- ク. 現行定款第38条の削除に伴い、附則を新設するものであります。（変更案の附則）

（3）前記（1）（2）以外の変更

- ア. 株主名簿管理人を定めた場合に公告することを定めるものであります。（変更案第10条）
- イ. 会計監査人の選任にあたり必要とする議決権数について、取締役の選任にあたり必要とする議決権数と同じとなるよう変更するものであります。（変更案第33条）
- ウ. 剰余金の配当の除斥期間を3年から5年に変更するものであります。（変更案第39条）
- エ. その他、文言の整備、字句の修正及び条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社足利ホールディングスと称し、英文では<u>Ashikaga Holdings Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>(本店所在地) 第3条 当社は、本店を<u>栃木県宇都宮市</u>に置く。</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> (以下「委員会」という。) (3) <u>執行役</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告の方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、<u>下野新聞及び日本経済新聞</u>に掲載する方法により行う。</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社<u>めぶきフィナンシャルグループ</u>と称し、英文では<u>Mebuki Financial Group, Inc.</u>と表示する。</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店所在地) 第3条 当社は、本店を<u>東京都中央区</u>に置く。</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告の方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、<u>茨城新聞及び下野新聞並びに日本経済新聞</u>に掲載する方法により行う。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>990,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規定の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成<u>ならびに</u>備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第11条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い<u>及び</u>手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>取締役会又は取締役会の決議による委任に基づき執行役の定める株式取扱規定</u>による。</p> | <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,000,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱<u>規程</u>の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成<u>並びに</u>備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い<u>並びに</u>手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により執行役社長を兼務する取締役が招集し、その議長となる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(招集地)</p> <p>第14条 当会社の株主総会は、本店の所在する栃木県宇都宮市において開催する。</p> <p>第15条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は9名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第14条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。</p> <p>2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、<u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残存期間と同一とする。</u></p> | <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠又は増員により選任された取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、<u>他の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(新設)</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、会社法第416条に定める事項を行い、その他当会社の業務を決定し、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議により、法令に反しない限度で、当会社の業務の決定を執行役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役である執行役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. 前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役にこれにあたる。</p> <p>3. <u>第27条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が選定する者は、前2項の定めにかかわらず、これを招集することができる。</u></p> | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役2名以内を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役社長、取締役副社長各1名のほか、役付取締役を若干名選定することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. 前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役にこれにあたる。</p> <p>3. <u>監査等委員会が選定する監査等委員は、前2項の定めにかかわらず、これを招集することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日より少なくとも3日前にこれを発するものとする。ただし、緊急の場合においてはこの期間を短縮し、また、<u>取締役全員の同意があるときは、この手続を経ずして開催することができる。</u></p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>報酬委員会の決議により定める。</u></p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日より少なくとも3日前にこれを発するものとする。ただし、緊急の場合においてはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 <u>取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>第27条～第28条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第5章 委員会</p> <p>(員数及び選任)</p> <p>第27条 各委員会の委員は、それぞれ3名以上とし、取締役の中から取締役会の決議により選定する。</p> <p>2. 各委員会の委員のうち過半数は社外取締役でなければならない。</p> <p>3. 監査委員会の委員は、当会社若しくはその子会社の執行役若しくは業務執行取締役又は当会社の子会社の会計参与若しくは支配人その他の使用人を兼任することができない。</p> <p>(委員会の権限)</p> <p>第28条 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する。</p> <p>2. 監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行の監査及び監査報告の作成を行い、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。</p> <p>3. 報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針及び個人別の報酬等の内容を決定する。</p> <p>(委員会の招集権者及び議長)</p> <p>第29条 各委員会は、あらかじめ選定された委員が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 前項にかかわらず、各委員は必要に応じこれを招集することができる。</p> | <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(委員会の招集通知) <u>第30条 各委員会の招集通知は、各委員に対し、会 日より少なくとも3日前にこれを発するもの とする。ただし、緊急の場合においてはこの 期間を短縮し、また、委員全員の同意がある ときは、この手続を経ずして開催することが できる。</u></p> <p>(取締役及び執行役に対する説明の要求) <u>第31条 各委員会は、取締役及び執行役に対し、委 員会に出席して一定の事項について説明する ことを求めることができる。</u></p> <p>(委員会の決議方法) <u>第32条 各委員会の決議は、法令に別段の定めがあ る場合を除き、議決に加わることができる委 員の過半数が出席し、当該出席委員の過半数 をもって行う。</u></p> <p>(委員会の運営) <u>第33条 各委員会の運営に関する事項については、 法令、定款又は取締役会が定めるもののほか、 各委員会において定める委員会規定による。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員) <u>第29条 監査等委員会は、その決議によって、監査 等委員の中から常勤の監査等委員を選定する ことができる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(監査等委員会の招集通知) 第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員 に対し、会日より少なくとも3日前にこれを 発するものとする。ただし、緊急の場合にお いてはこの期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集 の手続を経ないで監査等委員会を開催するこ とができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法) 第31条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定め がある場合を除き、議決に加わることができ る監査等委員の過半数が出席し、その過半数 をもって行う。</p> <p>(監査等委員会規程) 第32条 監査等委員会に関する事項については、法 令又は定款に定めるもののほか、監査等委員 会において定める監査等委員会規程による。</p> |
| <p style="text-align: center;">第6章 執行役</p> <p>(員数及び選任) 第34条 当会社の執行役は5名以内とし、取締役会 の決議により選任する。 2. 取締役会は、いつでも、取締役会決議によ り、執行役を解任することができる。</p> <p>(任期) 第35条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了す る事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会終結後最初に招集される取締役会の終 結の時までとする。 2. 新たに選任された執行役の任期は、他の在 任執行役の任期の満了すべき時までとする。</p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|-------|
| <p>(代表執行役及び役付執行役)</p> <p>第36条 取締役会は、その決議により、代表執行役若干名を定める。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により、執行役社長1名のほか、役付執行役を若干名定めることができる。</p> <p>3. 取締役会は、執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項を定め、その内容を速やかに各執行役に通知する。</p> | (削除) |
| <p>(報酬等)</p> <p>第37条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議により定める。</p> | (削除) |
| <p>(執行役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、会社法第423条第1項の執行役(執行役であった者を含む。)の責任について、当該執行役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。</p> | (削除) |
| <p>(執行役規定)</p> <p>第39条 執行役に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会が定める執行役規定による。</p> | (削除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>(選任方法) 第40条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>(任期) 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p>(報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、取締役が監査委員会の同意を得て決定する。</p> <p style="text-align: center;">第8章 計 算</p> <p>第43条～第45条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間) 第46条 配当財産がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任方法) 第33条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。 <u>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(会計監査人の任期) 第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て決定する。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第36条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間) 第39条 配当財産がその支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|-------------|---|
| <p>(新設)</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第1条 平成28年6月開催の第8回定時株主総会の決議による当会社の定款の変更前の執行役（執行役であった者を含む。）の行為に基づく責任の取締役会の決議による一部の免除について、当該変更前の当会社定款第38条の定めは、なお効力を有する。</p> |

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第2号議案「当社と株式会社常陽銀行との株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決され、平成28年6月28日開催予定の常陽銀行の第125期定時株主総会において本株式交換契約が承認可決されますと、当社と常陽銀行との本株式交換の効力発生日に、常陽銀行が当社の完全子会社となり、新たな金融グループが発足することになります。また、当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、当該定款変更の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点をもって取締役全員が任期満了となります。

つきましては、新たな金融グループの持株会社として子会社に対する経営管理を適切に行えるよう、本株式交換に際し就任することとなる取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）7名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に係る決議は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じることといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 (カッコ内は 所有する常陽 銀行の株式数) ※ いずれも 普通株式 |
|-----------|---|---|---|
| ※ 1 | てら かど かず よし 寺 門 一 義 (昭和27年1月28日生) | 昭和49年4月 株式会社常陽銀行入行 平成6年7月 同 審議室審議役 同8年6月 同 多賀支店長 同10年7月 同 営業統括部副部長 同11年6月 同 個人企画部副部長 同12年7月 同 個人事業部副部長 同13年6月 同 個人事業部長兼くらしと事業の相談センター長 同14年6月 同 経営企画部長 同15年6月 同 執行役員 経営企画部長 同17年6月 同 常務取締役 同21年6月 同 専務取締役 同23年6月 同 取締役頭取 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社常陽銀行 取締役頭取 | - 株 (80,000株) |
| 2 | まつ した まさ なお 松 下 正 直 (昭和32年2月8日生) | 昭和54年4月 株式会社足利銀行入行 平成14年6月 同 公務金融部長 同16年8月 同 融資本部副本部長 同17年10月 同 伊勢崎支店長 同19年4月 同 真岡支店長 同21年1月 同 執行役 同24年6月 当社 執行役 経営企画部長 株式会社足利銀行 常務執行役 総合企画部長 同26年4月 当社 執行役 株式会社足利銀行 常務執行役 同26年6月 当社 取締役兼代表執行役社長 (現任) 株式会社足利銀行 取締役兼代表執行役頭取 (現任) (担当) 代表執行役社長、指名委員 (委員長)、報酬委員 (委員長) (重要な兼職の状況) 株式会社足利銀行 取締役兼代表執行役頭取 | 9,000株 (- 株) |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 (カッコ内は 所有する常陽 銀行の株式数) ※いずれも 普通株式 |
|-----------|---------------------------------------|---|--|
| ※ 3 | むら しま えい じ 村 島 英 嗣 (昭和30年7月1日生) | 昭和54年4月 株式会社常陽銀行 入行 平成11年7月 同 三郷支店長 同13年6月 同 経営監査部法務室長 同17年6月 同 リスク統括部長 同19年6月 同 経営監査部長 同20年6月 同 個人事業部長 同22年6月 同 執行役員 営業統括部長 同23年6月 同 執行役員 営業推進部長 同24年6月 同 常務執行役員 営業本部副本部長 同25年6月 同 常務取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社常陽銀行 常務取締役 | - 株 (39,233株) |
| ※ 4 | か どう きよし 加 藤 潔 (昭和32年5月27日生) | 昭和55年4月 株式会社足利銀行 入行 平成16年6月 同 財務企画本部副本部長 同16年10月 同 浦和支店長 同18年10月 同 古河支店長 同20年6月 同 監査部長 同20年7月 当社 監査部長 (兼務) 同21年1月 同 取締役 同22年6月 同 執行役 経営管理部長 株式会社足利銀行 執行役 同26年4月 当社 執行役 経営企画部長 株式会社足利銀行 常務執行役 総合企画部 長 同27年4月 株式会社足利銀行 専務執行役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社足利銀行 専務執行役 | 4,500株 (- 株) |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 (カッコ内は 所有する常陽 銀行の株式数) ※いずれも 普通株式 |
|-----------|--|--|--|
| ※ 5 | ささ じま りつ お 笹 島 律 夫 (昭和33年3月3日生) | 昭和55年4月 株式会社常陽銀行入行 平成12年7月 同 経営企画部次長 同17年6月 同 経営企画部副部長 同18年6月 同 郡山支店長 同20年4月 同 市場金融部長 同21年6月 同 経営企画部長 同23年6月 同 執行役員 経営企画部長 同25年6月 同 常務取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社常陽銀行 常務取締役 | - 株 (25,835株) |
| ※ 6 | し みず かず ゆき 清 水 和 幸 (昭和36年9月11日生) | 昭和59年4月 株式会社足利銀行入行 平成16年10月 同 財務企画本部チーフマネージャー 同18年6月 同 企画室長 同20年6月 同 総合企画部長 同20年7月 当社 経営企画部長 (兼務) 同21年1月 株式会社足利銀行 栃木支店長 同22年6月 同 宇都宮中央支店長 同24年4月 同 執行役員 営業推進部長 同24年6月 同 執行役員 営業企画部長 同26年4月 当社 執行役員 経営管理部長 株式会社足利銀行 執行役員 同27年4月 当社 執行役員 経営企画部長 (現任) 株式会社足利銀行 常務執行役員 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社足利銀行 常務執行役員 | 2,200株 (- 株) |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 (カッコ内は所有する常陽銀行の株式数) ※いずれも普通株式 |
|-------|-------------------------------------|---|--|
| ※7 | にし の ひで ぶみ 西野 英文 (昭和35年7月8日生) | 昭和58年4月 株式会社常陽銀行入行 平成15年7月 同 経営管理部秘書役 同17年6月 同 営業統括部次長 同19年6月 同 新宿支店長 同22年6月 同 平支店長 同24年6月 同 営業推進部担当部長 同25年6月 同 執行役員 営業推進部長 同27年6月 同 常務執行役員 営業本部副本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社常陽銀行 常務執行役員 | - 株 (14,000株) |

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
- ① 寺門一義氏は、平成17年6月に常陽銀行常務取締役就任し、平成23年6月より常陽銀行取締役頭取を務め、本経営統合後における当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当社の経営に貢献することが期待できると考え、選任をお願いするものであります。
 - ② 松下正直氏は、平成21年1月に足利銀行執行役に就任し、平成26年6月より当社取締役兼代表執行役社長、及び足利銀行取締役兼代表執行役頭取を務め、本経営統合後における当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当社の経営に貢献することが期待できると考え、選任をお願いするものであります。
 - ③ 村島英嗣氏は、平成25年6月より常陽銀行常務取締役を務め、本経営統合後における当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当社の経営に貢献することが期待できると考え、選任をお願いするものであります。
 - ④ 加藤潔氏は、平成21年1月に当社取締役に就任し、平成27年4月より足利銀行専務執行役を務め、本経営統合後における当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当社の経営に貢献することが期待できると考え、選任をお願いするものであります。
 - ⑤ 笹島律夫氏は、平成25年6月より常陽銀行常務取締役を務め、本経営統合後における当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当社の経営に貢献することが期待できると考え、選任をお願いするものであります。
 - ⑥ 清水和幸氏は、平成26年4月に当社及び足利銀行の執行役に就任し、平成27年4月より当社執行役経営企画部長及び足利銀行常務執行役を務め、本経営統合後における当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当社の経営に貢献することが期待できると考え、選任をお願いするものであります。

- ⑦西野英文氏は、常陽銀行において支店長のほか、営業部門等に携わり、平成27年6月より常陽銀行常務執行役員営業本部副本部長を務め、本経営統合後における当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当社の経営に貢献することが期待できると考え、選任をお願いするものであります。
3. 各候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第2号議案「当社と株式会社常陽銀行との株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決され、平成28年6月28日開催予定の常陽銀行の第125期定時株主総会において本株式交換契約が承認可決され、当社と常陽銀行との本株式交換の効力発生日に、常陽銀行が当社の完全子会社となり、新たな金融グループが発足することになります。また、当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、当該定款変更の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点をもって取締役全員が任期満了となります。

つきましては、新たな金融グループにおける監査等体制の充実をはかるため、本株式交換に際し就任することとなる監査等委員である取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に係る決議は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じることといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

監査等委員である取締役候補者

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 (カッコ内は 所有する常陽 銀行の株式数) ※いずれも 普通株式 |
|--------|--|--|--|
| ※ 1 | てら かど よし あき 寺 門 好 明 (昭和25年6月4日生) | 昭和49年4月 株式会社常陽銀行入行 平成7年4月 同 人事部次長 同12年4月 同 人事部副部長 同14年6月 同 県庁支店長 同16年6月 同 執行役員 個人事業部長 同18年6月 同 執行役員 営業統括部長 同20年6月 同 常任監査役 (現任) | - 株 (33,000株) |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 (カッコ内は 所有する常陽 銀行の株式数) ※いずれも 普通株式 |
|-----------|---------------------------------------|---|--|
| 2 | おのくにひろ 小野 訓 啓 (昭和32年1月11日生) | 昭和55年4月 株式会社足利銀行入行 平成14年6月 同 総合企画部副部長 同15年6月 同 大平支店長 同16年10月 同 新宿支店長 同19年10月 同 事務企画部長 同22年6月 同 執行役 次期システム推進管理室長 同23年10月 同 執行役 同24年6月 同 取締役 (現任) 同25年6月 当社 取締役 (現任) (担当) 監査委員 | 4,500株 (- 株) |
| ※ 3 | きくちりゅうざぶろう 菊池 龍三郎 (昭和15年8月27日生) | 昭和44年4月 水戸短期大学 講師 同46年4月 同 助教授 同47年4月 茨城大学 助手 同49年4月 同 講師 同51年4月 同 助教授 同61年4月 同 教授 平成8年9月 同 教育学部長・評議員 同16年9月 国立大学法人 茨城大学学長 同20年8月 同 学長 退任 同21年6月 株式会社常陽銀行 社外取締役 (現任) 同25年9月 常磐大学 人間科学部教育学科 特任教授 (現任) | - 株 (12,000株) |
| ※ 4 | ながさわとおる 永沢 徹 (昭和34年1月15日生) | 昭和59年4月 弁護士登録 平成7年4月 永沢法律事務所 (現永沢総合法律事務所) 開設、代表弁護士 (現任) 同19年9月 グリー株式会社 社外監査役 (現任) 同27年6月 東邦ホールディングス株式会社 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 永沢総合法律事務所 代表 グリー株式会社 社外監査役 東邦ホールディングス株式会社 社外取締役 | - 株 (- 株) |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 (カッコ内は 所有する常陽 銀行の株式数) ※いずれも 普通株式 |
|-------|----------------------------------|--|--|
| ※5 | しみず たかし 清水 孝 (昭和34年8月14日生) | 平成7年4月 早稲田大学商学部 専任講師 同9年4月 同 助教授 同12年9月 商学博士(早稲田大学) 同14年4月 早稲田大学商学部 教授 同14年8月 カリフォルニア大学バークレー校客員研究員 (平成15年8月まで) 同17年4月 早稲田大学大学院会計研究科 教授(現任) (重要な兼職の状況) 早稲田大学大学院会計研究科 教授 | - 株 (- 株) |

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 監査等委員である取締役候補者菊池龍三郎、永沢徹、清水孝の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 監査等委員である取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
- ①寺門好明氏は、平成20年6月より常陽銀行常任監査役を務め、本経営統合後における当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当社の経営に貢献することが期待できると考え、選任をお願いするものであります。
 - ②小野訓啓氏は、平成22年6月に足利銀行執行役に就任し、平成24年6月より足利銀行取締役を、平成25年6月より当社取締役(監査委員)をそれぞれ務め、本経営統合後における当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当社の経営に貢献することが期待できると考え、選任をお願いするものであります。
 - ③菊池龍三郎氏は、過去に社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、これまでの学識経験及び専門的な知識と幅広い知見により、平成21年6月より常陽銀行社外取締役として職務を適切に遂行しており、本経営統合後における当社の経営全般にわたり、専門的見地による適切な指導・助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ④永沢徹氏は、過去に社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、企業法務に精通した弁護士としての専門的知見及び経験を有することから、本経営統合後における当社の経営全般にわたり、専門的見地による適切な指導・助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、永沢徹氏は、第1号議案において原案どおり当社社外取締役に選任されまると、本議案が効力を生じる予定の平成28年10月1日(本株式交換及び第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生予定日)時点において、当社社外取締役の在任期間が、約3か月となります。

- ⑤清水孝氏は、過去に社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、これまでの学識経験及び会計に関する専門的な知識と幅広い知見を有することから、本経営統合後における当社の経営全般にわたり、専門的見地による適切な指導・助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、永沢徹氏が第1号議案において社外取締役に選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、1,000万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結する予定であり、本議案において同氏が監査等委員である社外取締役に選任され、同氏が監査等委員である社外取締役に就任するに際しては、同氏との間で本契約を継続する予定であります。また、菊池龍三郎及び清水孝の2氏が監査等委員である社外取締役に選任され、両氏が監査等委員である社外取締役に就任するに際しては、当社との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 5. 菊池龍三郎、永沢徹、清水孝の3氏の選任が承認された場合、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
 6. 各候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。なお、永沢徹氏と当社の子会社である足利銀行は、法律顧問契約を締結しておりましたが、同氏を第1号議案及び本議案において当社の取締役候補者としたことに伴い、法律顧問契約を解消しております。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、その効力を生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じることといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 (カッコ内は 所有する常陽 銀行の株式数) ※いずれも 普通株式 |
|----------------------------------|--|--|
| ごとう なおき 後藤直樹 (昭和35年7月28日生) | 平成5年4月 弁護士登録 同26年4月 茨城県弁護士会 会長 日本弁護士連合会 常務理事 同27年3月 茨城県弁護士会 会長 退任 日本弁護士連合会 常務理事 退任 | - 株 (- 株) |

- (注) 1. 後藤直樹氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
後藤直樹氏は、過去に社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的知見及び経験を有することから、当社の経営全般にわたり、専門的見地による適切な指導・助言をいただくことができると考え、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
3. 当社は、本議案が承認され、後藤直樹氏が社外取締役に就任する場合、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、1,000万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、本議案が承認され、後藤直樹氏が社外取締役に就任する場合、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
5. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、その効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めにしたがい、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内と定めること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案に係る決議は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じることといたします。

第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更及び第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」における選任の効力が生じますと、取締役は7名となります。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、その効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めにしたがい、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額80百万円以内と定めること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、各監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

本議案に係る決議は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じることといたします。

第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更及び第5号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」における選任の効力が生じると、監査等委員である取締役は5名となります。

第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）のストック・オプションに関する報酬等の額及び内容決定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、その効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条の規定に基づき、第7号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」でご承認いただく監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額の範囲内で、取締役に対して、株式報酬型ストック・オプションとしての報酬等として、新株予約権を発行することとしたいと存じます。

この新株予約権につきましては、新株予約権の割り当てを受けた取締役に対し、新株予約権の払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬の請求債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することを条件として、当社の取締役会決議により発行いたしたいと存じます。また、この新株予約権の配分及び発行時期は、当社の取締役会の決議にて定めます。

なお、第3号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決され、その定款変更及び選任の効力が生じますと、株式報酬型ストック・オプションの付与対象となる取締役は7名となります。

本議案に係る決議は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じることといたします。

取締役に報酬等として新株予約権を割り当てる理由及びその新株予約権の内容は、次のとおりであります。

1. 報酬等として新株予約権を割り当てる理由

当社の取締役に對して、株価向上及び業績向上に対する意欲や士気を高め、株主価値・企業価値を重視した経営を一層推進するためであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数並びに目的となる株式の種類及び数

ア. 新株予約権の総数

100,000個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限といたします。

イ. 目的となる株式の種類及び数

当社普通株式100,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限といたします。新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は1株といたします。

なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当て、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものといたします。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定された公正価値を払込金額といたします。

なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内といたします。

(5) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使するものといたします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を必要とするものといたします。

(7) その他新株予約権の内容

上記(1)から(6)の細目及び新株予約権に関するその他の内容については、取締役会において定めることといたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

栃木県教育会館 大ホール

栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号

電話：028(621)7177



交通アクセス

JRの場合：JR宇都宮駅から約4km 約**25分**

宇都宮駅(西口)
下車

バスターミナル⑥番⑦番
関東バス「作新学院・駒生」行き

東中丸バス停(会館前)
下車

東武線の場合：東武宇都宮駅から約3km 約**20分**

東武宇都宮駅
下車

東武宇都宮駅前バス停
関東バス「作新学院・駒生」行き

東武宇都宮駅と東武宇都宮駅前バス停の間は約300m程離れています。

- ※ 駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。
- ※ 会場となります「栃木県教育会館」は外壁改修工事中です。ご来場の際は、お気をつけください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。